平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第18号 兵庫県立大学工学研究科規程委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程(平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第2号)第8条第2項の規定に基づき、工学研究科規程委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、工学研究科及び工学部の規程並びに内規等の制定・改廃に関して必要な事項 を審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、各専攻から1名ずつ選出された委員6名をもって組織する。
 - 2 前項の委員は、教授から選出するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 会議の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、 意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日一部改正)(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。